

「岩手県農業振興地域整備基本方針」の変更概要について

1 趣 旨

(1) 「岩手県農業振興地域整備基本方針」について

「岩手県農業振興地域整備基本方針」（以下「県基本方針」という。）は、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 条。以下「農振法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、農用地域内において確保すべき農用地の県面積の目標、農業振興地域として指定することを相当とする地域の規模に関する事項等を定めているもの。

※ 「農振法」は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることで、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定されています。

(2) 今回の変更について

令和 7 年 6 月 27 日に、国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」が変更・公表されたため、農振法第 5 条第 1 項の規定により県基本方針を変更したものの。

2 県基本方針の主な変更内容について

(1) 農用地域内において確保すべき農用地の県面積の目標（目標年：令和 17 年）

国が定める設定の基準に基づき、「農用地域からの除外や荒廃農地の発生」のすう勢、「農用地域への編入、荒廃農地の発生防止・解消」の施策効果等により算定。

	基準年(令和 5 年)	目標年(令和 17 年)	増減
県面積目標	147,374ha	146,263ha	△1,111ha(△0.8%)
(参考)国の面積目標	396.7 万 ha	390 万 ha	△6.7 万 ha(△1.7%)

(2) 農業振興地域指定予定地域の規模

市町村ごとに、大規模な山林、市街化区域及び用途地域を除く地域を指定し、農業振興地域面積等を記載。

(3) 農用地等の確保に関する事項等

「いわて県民計画第 2 期アクションプラン」や「いわて農業生産強化ビジョン」などの、県の各種計画の内容と整合を図り、農用地の確保に関する施策を記載。